別紙様式第一号第四の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第四の表記載上の注意四及び五中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意七の次に次のように加える。

八　遡及適用又は修正再表示を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第一号の二第一の四の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

持株数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が２以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

別紙様式第一号の二第一の六の表記載上の注意九の次に次のように加える。

十　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なつているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第一号の二第二の表記載上の注意一⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第一号の二第二の表記載上の注意一⑬を次のように改める。

⑬　次に掲げる１株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第一号の二第三の表記載上の注意四を次のように改める。

四　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第一号の二第四の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第四の表記載上の注意四及び五中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意七の次に次のように加える。

八　遡及適用又は修正再表示を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第二号第二の表記載上の注意一⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第二号第三の表中

「	前期繰越利益剰余金	
	利益準備金積立額	
	利益準備金取崩額	
×××	「	繰越利益剰余金（当期首残高）
	を	利益準備金積立額
	」	利益準備金取崩額
×××		
×××	に改め、同様式第三の表記載上の注意三の次に次のように加える。	
×××	」	

四　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第二号の二第二の表記載上の注意一⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第二号の二第三の表中

「	前期繰越利益剰余金	
	利益準備金積立額	
	利益準備金取崩額	
×××	「	繰越利益剰余金（当期首残高）
	を	利益準備金積立額
	」	利益準備金取崩額
×××		
×××	に改め、同様式第三の表記載上の注意三の次に次のように加える。	
×××	」	

四　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第三号第一の四の表記載上の注意二の次に次のように加える。

三　「所有自社株式数」欄は、銀行が２以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

別紙様式第三号第一の五の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

持株数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が２以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。